主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鍛治利一の上告趣意第一点について。

論旨は違憲をいうが結局刑訴三二二条一項違反の主張に帰する。しかも所論のような刑訴法の違反なしとした原判決の判断は正当であるから、論旨は採用できない。 同第二点について。

論旨は所論供述調書が任意性なく作成されたものであるという事実を前提として 違憲を主張する。しかしそのような事実は記録上認められないから論旨はその前提 を欠き採用できない。

同第三点について。

論旨は判例違反を主張するけれども所論採用の判例は本件と場合を異にし本件に 適切でない。その余の論旨は事実誤認の主張に帰し適法な上告理由とならない。

同第四点について。

論旨は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

なお記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年一〇月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	垂	7 K	克	己